

厚 科 審 第 55 号

平成 24 年 11 月 22 日

科学技術部会部会長

永 井 良 三 殿

厚生科学審議会会長

垣 添 忠 生



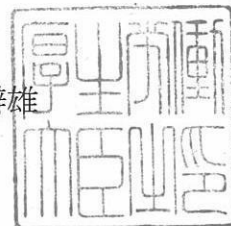
ヒト幹細胞臨床研究実施計画について（付議）

標記について、平成 24 年 11 月 21 日付け厚生労働省発医政 1121 第 5 号をもって厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

厚生労働省発医政 1121 第 5 号
平成 24 年 11 月 21 日

厚生科学審議会会長
垣 添 忠 生 殿

厚生労働大臣 三井 辨雄



諮 問 書

下記のヒト幹細胞臨床研究実施計画について、その医療上の有用性及び倫理性に関し、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第8条第1項イ及びヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年厚生労働省告示第425号）の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1. 平成24年11月9日に東京女子医科大学、学長から提出された「自己培養歯根膜細胞シートを用いた歯周組織の再建」変更計画

厚 科 審 第 56 号

平成 24 年 12 月 10 日

科学技術部会部会長

永 井 良 三 殿

厚生科学審議会会長

垣 添 忠 生



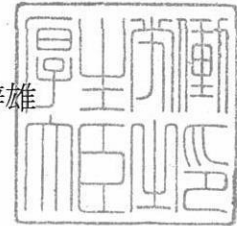
ヒト幹細胞臨床研究実施計画に係る重大な事態の報告について（付議）

標記について、平成 24 年 12 月 6 日付け厚生労働省発医政 1206 第 1 号をもって厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

厚生労働省発医政 1206 第 1 号
平成 24 年 12 月 6 日

厚生科学審議会会長
垣 添 忠 生 殿

厚生労働大臣 三井 辨雄



諮 問 書

下記のヒト幹細胞臨床研究実施計画について、その重大な事態の報告に関し、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 8 条第 1 項イ及びヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成 18 年厚生労働省告示第 425 号）第 2 章第 1 の 4（8）①の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1. 平成 24 年 11 月 28 日に大阪大学医学部附属病院、病院長から提出された「重症心筋症に対する自己由来細胞シート移植による新たな治療法の開発」計画